

角田市監査委員告示第4号

地方自治法第199条第4項の規定に基づき監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

平成25年7月11日

角田市監査委員 喜多 正行
角田市監査委員 柄目 孝治

記

1. 監査の種類

定期監査（地方自治法第199条第4項の規定に基づく同条第1項の規定による「財務に関する事務の執行」の監査）

2. 監査の対象

角田保育所、中島保育所、角田児童センター、角田児童クラブ、枝野児童クラブ、藤尾児童クラブ、桜児童クラブ、西根児童クラブ、枝野幼稚園、西根幼稚園

3. 監査の期間

平成25年5月14日（火）から平成25年5月24日（金）まで

4. 監査の範囲

平成24年度配当予算の経理業務、契約・検収業務、物品・施設の管理業務

5. 監査の方法

事前調査のために予め提出を求めた資料及び監査当日提示された関係書類、帳簿、証拠書類を「予算執行の適正性」「契約締結の公正性」及び「物品・施設管理の適正性」に主眼を置いて試査・照合し、処理の適法性・公正性及び効率性等を検討するとともに、関係職員から説明を聴取する等の方法により実施した。

6. 監査の結果

「予算執行の適正性」「契約締結の公正性」については、概ね適正に確保されていると認めた。

「物品・施設の管理の適正性」については、物品の分類・保管並びに施設の維持・保全等それぞれ適正な管理に努めていると認めた。

なお、監査の過程で見受けられた留意を要する事項等については、その都度関係者に改善・検討を要望したので、記述を省略する。